

社会福祉法人 清 水 基 金 定 款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 障害児（者）の民間福祉施設を経営し社会福祉を目的とする事業を行う法人及びこれに関連する各種団体である法人に対する助成事業
- (ロ) 前号の法人に勤務する者に対する研修助成事業
- (ハ) 前々号の法人が社会福祉事業の一環として行う障害福祉に関する調査研究に対する助成事業

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人清水基金という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を東京都中央区日本橋三丁目 1 2 番 2 号朝日ビル内に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 1 1 名以上 1 5 名以内を置く。

(評議員の資格)

第 6 条 社会福祉法第 4 0 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係のある者（租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 7 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、選任する。

3 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

7 評議員は、役員またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には費用を弁償することができる。

3 評議員の報酬及び費用の弁償に関する規程は、これを別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (10) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、さらに必要がある場合に開催する。

（招集）

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置く。
- 4 議長は、その都度評議員の互選で定める。

（決議）

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。

（議事録）

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 第3項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員の資格)

- 第17条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 3 監事は、理事、評議員、この法人の職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に報告するものとする。

2 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 21 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意

により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用の弁償に関する規定は、これを別に定める。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 25 条 この法人に、職員を置く。

- 2 職員のうち事務局長の任免は、理事会の決議に基づき、理事長が行う。
- 3 事務局長以外の職員の任免は、理事長が行う。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、次に掲げる事項の決議は、理事会における理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の多数によって行う。

- ・ 事業計画及び収支予算
- ・ 事業報告及び決算

- ・基本財産の処分
 - ・臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
 - ・解散
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- ア 清水建設株式会社株式 38,100,000株(1株の額面額 50円)
 - イ 清水地所株式会社無議決権株式 50,000株(1株の額面額 10,000円)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品(既に基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式を含む。)は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 37 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 38 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 第1条(ハ)に該当しない障害福祉に関する調査研究に対する助成事業
- (2) 法人による障害福祉に関する調査研究

第8章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(広告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人清水基金の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(選考委員会)

第44条 この法人には第1条の事業対象となるものを選考するため助成選考委員会及び研修選考委員会を置く。

(委員)

第45条 助成選考委員会及び研修選考委員会は其々5名以上7名以内の委員をもって組

織する。

- 2 委員は、学識経験者や社会福祉事業に精通した者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の選任に当たっては、各委員について、その親族その他特殊の関係がある者が委員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

- 2 この法人は、保有する株式について、その株式の発行法人に対して株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。
 - (1) 配当金の受領
 - (2) 無償新株式の受領
 - (3) 株主割当増資への応募
 - (4) 株主宛配布書類の受領

付 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の設立後遅滞なくこの定款にもとづき役員の選任を行う。第1回の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、8名については昭和42年5月31日までとし、その他は、昭和43年5月31日までとする。

昭和41年11月3日

社会福祉法人 清水基金

理 事 長	山 際 正 道
常務理事	長谷川 重三郎
〃	衣 川 正 俊
理 事	浜 口 雄 彦
〃	植 村 甲午郎
〃	正 田 英三郎
〃	高 橋 敏 雄
〃	森 武 臣
〃	星 野 喜代治
〃	木 村 忠二郎
〃	秋 山 ちえ子
〃	峰 岸 昇
〃	吉 川 清 一
〃	野 口 愛次郎
〃	坂 本 義
監 事	坂 野 常 隆
〃	宮 坂 保 清

この定款は、令和7年2月21日から施行する。